

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和8年9月
田 布 施 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第 3	第 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	7
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	7
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
1	法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	8
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	8
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	10
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	11
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成するために必要な事項	11
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	11
第 6	その他	
	附則	12

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 田布施町は、山口県東部の瀬戸内海に面した地域であり、その立地条件を生かして水稻を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、水田汎用化による畑作物を導入した法人組織・企業的経営体による土地利用型作物の導入や、複合品目として施設園芸の導入が盛んとなっている。

今後も、引き続きこのような地帯の特性及び一部の農家で取り組みのある循環・環境保全型農業の推進など、農業・農村に求められる多面的機能の発揮や流通販売活動の活性化などを踏まえつつ、策定された地域計画をさらに進化させ、「誰に集約するか」に加え、「どの品目の産地にしていくか」の視点を加えた「地域計画を核とした産地づくり」により、地域農業の再編を積極的に推進する。

また、農業生産振興に資する基盤整備については、地域計画や農業振興地域整備計画に即し、優良農地の確保と秩序ある土地利用に向けて必要な整備を推進する。

- 2 田布施町の農業構造については、周南工業地帯の発展とともに兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向もあり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、近年特に兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である小行司・大波野地区などにおいては、農業従事者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は経営体に集積されない農地で一部耕作放棄地化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば経営体に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 田布施町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な次世代の農業経営体を育成することとする。

具体的な経営指標は、田布施町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり概ね270万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間以下）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 田布施町は、将来の田布施町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を促進することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、田布施町は、県農業協同組合、県農林水産事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、田布施町担い手育成総合支援協議会において、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営をめざす農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の田布施町担い手育成総合支援協議会が主体となって経営診断、経営改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画を見直し・更新する上での「地域農業を担う者」に位置づけ、利用権の設定等を進める。

また、これらの農地流動化に関しては、田布施町北部にある集落営農法人、同地区に参入した農外参入企業、西部にある大規模営農法人等で行われる集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を、ほ場整備地区を中心に全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等経営体の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業支援サービス事業者や農作業受委託生産組織、JA 出資法人等と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を促進するため、県農林水産事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進するとともに、ICT 等の先端技術を活用したスマート農業技術の導入と普及を促し、労働生産性の向上を図る。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っていることから、オペレーターの育成や農作業受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の推進により、地域農業の将来方向と育成すべき経営体、さらに小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他農家等にも、法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、田布施町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした集団営農用機械導入の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

なお、認定農業者の認定が適切で合理的なものとするために、農家の代表者、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び県農林水産事務所等を構成メンバーとする第三者的な認定委員会等を設置する。認定委員会は認定農業者の再認定の審議も行う。

- 5 田布施町は、田布施町担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を県農林水産事務所の協力を受けつつ行う。

- 6 青年等の就業者の育成・確保に当たっては、今後の地域農業の発展を図るため、農業・農村の生

産と生活の条件整備を促進するとともに、就業促進のための支援等の一層の充実強化を図り、農業者をはじめ関係機関及び団体が一体となって取り組む。

田布施町は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、田布施町及びその周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間以下）の水準を達成しつつ、農業経営から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な次世代の農業経営体の目標の7割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたり190万円以上）を目標とする。

併せて、新規就農する際の所得の確保や技術の習得等を図るため、就農前後の青年等に対する給付金等の給付及び各種技術研修を実施する。また、（公財）やまぐち農林振興公社、（一社）山口県農業会議、県農業協同組合中央会、農業協同組合、県農林水産事務所等が連携し、相談から就農までの過程で情報の共有化を行うことで円滑で効果的な各種支援を受けることができるよう支援体制を整えるものとする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業経営を営む青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に田布施町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、田布施町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体] 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
土地利用 型単一	水稻＋作業受託 水稻＝9.5ha 作業受託（延べ 7.5ha 基幹3作 業） ※有機農業の場 合は上記面積の 5割以上の経営 規模	農舎 80 m ² トラクター(35PS) 1台 乗用田植機(6条) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 ライムソー 1台 軽トラック 1台 (その他) ・防除はドローン委託 (2回) ・乾燥調製はライスセ ンター委託	・複式簿記記帳の 実施による経営 と家計との分離 ・青色申告の実施	・農繁期における 臨時雇用従事者の 確保による過重労 働の防止 ・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入

土地利用 型複合	水稲＋イチゴ 水稲＝9.0ha イチゴ＝700 m ²	農舎 80 m² トラクター(35PS) 1台 乗用田植機(6条) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 ライムソー 1台 軽トラック 1台 栽培ハウス 700 m² 育苗ハウス 250 m² 高設栽培システム 一式 暖房機、炭酸ガス発生装置 一式 予冷庫 1台 動力噴霧機 1台 (その他) ・水稲防除はドローン委託(2回) ・乾燥調製はライスセンター委託 ・イチゴは補助事業導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・農繁期における臨時雇用従事者の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
	水稲＋イチジク 水稲＝11.0ha イチジク＝2,000 m ²	農舎 80 m² トラクター(35PS) 1台 乗用田植機(6条) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 ライムソー 1台 軽トラック 1台 パイプハウス 2,000 m² 動力噴霧機 1台 (その他) ・水稲防除はドローン委託(2回) ・乾燥調製はライスセンター委託 ・イチジクは補助事業導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・農繁期における臨時雇用従事者の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
施設単一	イチゴ イチゴ＝1,300 m ²	農舎 50 m² 栽培ハウス 1,300 m² 育苗ハウス 400 m² 高設栽培システム 一式 暖房機、炭酸ガス発生装置 一式 予冷庫 1台 動力噴霧機 1台 軽トラック 1台 (その他) ・補助事業導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・農繁期における臨時雇用従事者の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

[組織経営体] 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
土地利用 型複合	水稻＋大豆＋小麦＋飼料用米 水稻＝8.5 ha 大豆＝5 ha 小麦＝5 ha 飼料用米＝2 ha	農舎 100 m ² トラクター(45PS) 1台 トラクター(35PS) 1台 乗用田植機(6条) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 ライムソワー 1台 乗用管理機 1台 溝掘機 1式 サブソイラー 1台 施肥播種機 1台 ローラ 1台 カルチ 1台 軽トラック 1式 (その他) ・水稻、大豆、小麦、飼料用米は、各種交付金を含む ・防除の一部はドローン委託 ・大豆の刈取りは委託 ・乾燥調製はライスセンター委託	・複式簿記記帳の実施 ・体質強化のための自己資金の充実	・給料制、休日制の導入 ・従業員の社会保険への加入 ・主たる従事者 3名
	水稻＋大豆＋小麦＋飼料用米＋タマネギ＋キャベツ 水稻＝7 ha 大豆＝4 ha 小麦＝4 ha 飼料用米＝2 ha タマネギ＝1 ha キャベツ＝1 ha	農舎 100 m ² トラクター(45PS) 1台 トラクター(35PS) 1台 乗用田植機(6条) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 ライムソワー 1台 乗用管理機 1台 溝掘機 1式 サブソイラー 1台 施肥播種機 1台 ローラ 1台 カルチ 1台 軽トラック 1式 たまねぎ播種器 1式 たまねぎ定植機 1台 たまねぎ収穫機 1台 たまねぎ拾上機 1台 (その他) ・大豆、小麦、飼料用米は各種交付金を含む ・防除の一部はドローン委託 ・大豆の刈取りは委託 ・乾燥調製はライスセンター委託 ・キャベツの定植は機械をリース	・複式簿記記帳の実施 ・体質強化のための自己資金の充実	・給料制、休日制の導入 ・従業員の社会保険への加入 ・主たる従事者 3名

[個別経営体] 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設単一	イチゴ イチゴ=1,000 m ²	農舎 50 m ² 栽培ハウス 1,000 m ² 育苗ハウス 300 m ² 高設栽培システム 一式 暖房機、炭酸ガス発生装置 一式 予冷庫 1 台 動力噴霧機 1 台 軽トラック 1 台 (その他) ・補助事業導入	・複式簿記記帳により経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・農繁期における臨時雇用従事者の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

田布施町の農業の維持・発展に必要なとなる効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業経営・就農支援センター、県農林水産事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就業を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、多様な人材（定年帰農、中小・家族経営等の経営体）は、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、関係機関との連携により、多様な人材の確保に向けた相談対応や情報提供、研修の実施等を通じて、その確保に努める。

このように、農業を担う者の確保及び育成は、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進することを基本としつつ、農業を副業的に取り組む多様な農業者が農地の保全・管理に一定の役割を果たしながら、地域において自立的・持続的に農業生産が行われるようにすることを通じ、農地の保全や集落機能の維持を推進する。

2 町が主体的に行う取組

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農林水産事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等のあわせん・確保、資金調達のサポートを行う。

加えて、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

県農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が主体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地等のあわせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を関係機関との役割分担により実施する。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

関係機関で構成する田布施町担い手育成総合支援協議会と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県農林水産事務所及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は、次のとおりである。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の 農用地の利用に占める面積の割合の目標	60%
---	-----

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、地域計画の農用地等面積に占める認定農業者、認定新規就農者、集落営農、市町基本構想の水準到達者が、所有権、利用権、作業受託（基幹3作業）により経営する面積の割合。
- 2 目標年次は令和12年度末とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の実現に向けて、地域の合意形成を図りながら、面としてまとめた形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、第2に掲げるこれら効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の集積を加速すること、また、中山間地域や担い手不足地域では、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている多様な経営体も含め、多面的機能支払や中山間地域等直接支払の協定組織の活動による保全や粗放的な利用等による活用を取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

田布施町は、山口県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、田布施町の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成するために必要な事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については幅広い農業者の参画の調整に努め、開催にあたっては他の農業関係の集まる機会等を積極的に活用して周知を図る。参加者については、農業者のほか、町、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行うこととし、問合せ等への対応を行うため町経済課に相談窓口を設置する。

また、農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、必要に応じて活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

町は、地域計画の策定に当たって、設立した田布施町農業支援センターをはじめ、県農林水産事務所、農業委員会、農地中間管理機構、県農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

田布施町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を支援するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

認定農業者及び特定農業団体等の担い手への集積が既に進んでいる地区等においては、その地区を一部除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）の参考様式第6-1号の認定申請書を田布施町に提出して、農用地利用規程について田布施町の認定を受けることができる。

② 田布施町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ (4)の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 田布施町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を田布施町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有

する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項
- エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 田布施町は、②に規定する事項が定められている特定農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（４）の①のイの実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 田布施町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 田布施町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導・助言を求めてきたときは、田布施町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託の斡旋に努めるとともに農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(2) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者の掘り起しや、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

田布施町は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成するために必要な事項

田布施町は、関係機関・団体と連携して就農啓発活動、相談会等を実施し、就農希望者に対する就農関連情報の提供を積極的に行うとともに、田布施町担い手育成総合支援協議会における就農促進会議の開催等により、農地や住居などの就農相談や就農地、経営内容、研修先等の調整を行う。

また、青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農に向けた計画策定等を支援するとともに、国・県等による関連事業の効果的な活用等により、新規就農者の経営力を高め、確実に定着へと導く。さらに、認定新規就農者については、経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な誘導を図る。

なお、就農に向けた情報提供及び就農相談、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、公益財団法人やまぐち農林振興公社、県農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合等と連携し、役割を分担しながら取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

田布施町は、1 から 5 までの掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 田布施町は、県営ほ場整備事業大波野地区・上田布施地区・小行司地区及び国営緊急農地再編整備事業南周防地区による農業生産基盤整備を通じて、水田の大区画化を行った。更に、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 田布施町は、農村総合整備モデル事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 田布施町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、大波野地区の集落営農法人及び大田地区の営農集団が行っているような面的な広がりをもった、集団的土地利用（生産組織方式）を範としつつ、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ集約化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 田布施町は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の経営体確保に努める。

オ 田布施町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

田布施町は、農業委員会、県農林水産事務所、農業協同組合、土地改良区で組織する田布施町農業支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、田布施町担い手育成総合支援協議会及び田布施町農業支援センターのもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、田布施町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年5月27日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和3年2月15日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和5年8月1日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和8年9月28日から施行する。